

# 墨田区議会議会改革検討委員会記録

平成28年2月15日

墨 田 区 議 会

## 墨田区議会議会改革検討委員会記録

### 1 開会、閉会について

平成28年2月15日午後1時01分、各派交渉会室において開会し、午後2時53分閉会した。

### 2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	中沢 えみり 君
加藤 拓 君	堀 よしあき 君	大瀬 康介 君
井上 ノエミ 君	佐藤 篤 君	

### 3 欠席委員氏名

とも 宣子 君 　　渋田 ちしゅう 君

### 4 オブザーバー

議長	副議長
樋口 敏郎 君	福田 はるみ 君

### 5 報告事項

#### (1) 第2回議会改革検討委員会における検討結果について

2月10日に開会された各派交渉会において、「第2回議会改革検討委員会における検討結果」が報告・協議されたので、事務局長から説明があった。

### 6 協議事項

#### (1) 今後の会議の進め方について

「検討項目一覧」及び「体系図(案)」について、事務局長から説明した後、質疑・意見交換を行い、具体的施策の から までを「やりやすい」又は「やりにくい」項目に仕分けした。また、 については、「ホームページの充実」に修正をすることとし、 については、2月24日の各派交渉会に検討結果を報告することとした。

次回からは、1「開かれた区議会」から具体的な内容の協議を行うこととした。

#### (2) 次回の開会日時について

次回は、3時25分(金)午後1時から開会することとした。

なお、改めて開会通知はしない旨、座長から会議に宣告した。

会議の概要は、次のとおりである。

午後1時01分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから、第3回議会改革検討委員会を開会いたします。

本日、渋田委員が所用のため、また、とも委員が風邪のため欠席する旨の連絡がありましたので、ご承知おき願います。

初めに、報告事項を申し上げます。

2月10日に開会された各派交渉会において、「第2回議会改革検討委員会における検討結果」が報告・協議されたので、その内容について、事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

別紙資料、「第2回議会改革検討委員会における検討結果（報告）」をご覧ください。

2月10日の各派交渉会におきまして、私からこの資料に基づきましてご報告をいたしました。報告内容をご説明いたします。

1「開会日」及び2「場所」でございます。本年1月14日に各派交渉会室において、第2回目の検討委員会が開催されました。

3「協議結果」でございます。

まず、四角で囲ってある部分についてですが、これは12月2日の第1回検討委員会で追加要望のあった検討事項をまとめたものでございます。その内容につきまして、ご説明をさせていただきます。改めてご説明いたします。

（1）検討委員会の公開についてですが、区民に開かれた議会、手続きの透明性の観点から、まずはこの点から議論を進めるべきであるとの意見でまとめたものでございます。これによりまして、アからエにあるとおり、公開に関する手続き、そして設置要綱等の整備が必要であるとの提案でございます。

次に、（2）その他でございます。主な提案事項として、アからカの六つが出されておりました。

アは、一層開かれた議会の道筋を考えていく場合には特別委員会を設置して議論をしていくことが必要ではないかというご提案でございました。

イは、参考人や公述人などに対する日当が5,000円と定められていることから、この額について条例の改正も含めた検討が必要ではないかという提案でございました。

ウは、図書館法で地方議会における図書室や公共図書館との連携が位置付けられていることから、その検討についてのご提案がございました。

エは、委員会で議員が質問・提案したことに対して理事者の答弁がしっかりと形になって執行されているのか、議会のホームページ情報を掲載するなど、監視機能を強化するというものでございました。

オは、区長提案された案件について、常任委員会における質疑状況を映像配信してはどう

かというものでございました。

力は、第3回定例会と第4回定例会において産業都市委員会への付託議案がなかったことに起因するものでございます。これにつきましては、所管の割り振りも含めて全体的な委員会のあり方を検討する会議を設ける必要があるとの提案でございました。

1月14日の検討委員会における協議結果をご報告してございます。

まず、（1）検討委員会の公開につきましては、会議録の公開と設置要綱等の整備の2点については、実施することで全委員の合意が得られ、別紙のとおり要綱（案）が了承されたことを報告いたしました。別紙の「墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱（案）」を条文ごとにご説明いたしました。

次に、（2）その他についてでございますが、1月14日の検討委員会におきましては、アの議会改革の特別委員会設置から、力の産業都市委員会の所管を含めた全体的な委員会のあり方までの六つの項目につきまして、さまざまなご意見が出ましたが、各項目の検討の場を検討委員会とするのか、各派交渉会とするのかについて、各派交渉会で整理、仕切りをしていただきたいとの意見でまとまったことをご報告いたしました。

2月10日の各派交渉会の協議結果でございますが、（1）の検討委員会の公開につきましては、別紙要綱（案）のとおり制定することが了承され、同日付けで議長決定を受けました。要綱（案）の次の資料といたしまして、決定後の要綱を添付してございます。本年2月10日に決定をしたということ、それから最後に付則でございますが、2月10日から適用するということになってございます。

（2）その他につきましては、アの議会改革の特別委員会設置及び力の産業都市委員会の所管を含めた全体的な委員会のあり方の二つについては、各派交渉会で検討する項目に整理をされました。それ以外のイの「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正、ウの議会図書室のあり方、エの監視機関としての機能強化、オの常任委員会の映像配信の4項目については、本委員会で検討する項目に整理をされました。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明どおり、ご承知おき願います。

なお、当委員会の設置目的は、「区民に対してより開かれた区議会とするとともに、議会活動の一層の活性化を図るための具体的な方策を検討すること」でございます。各委員には、そうした共通認識を持っていただき、議論を深めていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

続いて、協議事項に入ります。

先ほどの報告どおり、各派交渉会において当委員会の検討項目が整理をされました。したがって、今後、これらの検討項目について具体的に検討を始めることとなりますが、今後の会議の進め方について、ご協議願います。

お手元に検討項目を整理した資料を配布しておりますので、その内容について、事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

事務局から、2点資料を用意させていただきました。

まず、一つ目の資料でございますが、検討項目一覧をご覧ください。

これは、第17期において結論を得た項目、そして第18期における検討項目をそれぞれまとめさせていただいたものでございます。

まず、1、第17期議会改革検討委員会で結論を得た課題でございます。7項目でございます。課題1から課題7までについては、第17期において結論を得、実施をしているものでございます。

次に、2、昨年の6月9日の各派交渉会において、この検討委員会において検討すべき事項として決定をした事項でございます。

（1）前期からの申し送り事項ということで、アからオまででございます。

それから、（2）各派協議会における検討課題ということで1項目挙がっております。

次に、3番の、これは先ほどご説明をいたしました、今年の2月10日の各派交渉会において、本委員会において協議をする検討項目に整理をされたものでございます。

まず、（1）検討委員会の公開について、これは前回の委員会におきまして、検討委員会の会議録の情報提供と、それからこの検討委員会の設置・運営要綱の制定については、決定済みでございます。

（2）その他につきましては、先ほど申し上げましたとおり、四つの項目が本委員会における検討項目に整理をされたものでございます。既に実施済みの項目については、右側に四角の白抜きで1番から9番までの通し番号を付定いたしました。これから検討する項目については、同じく右側に丸で囲った から までの通し番号を付定いたしました。

次の資料をご覧ください。

ただいま整理をいたしました項目を体系別に整理したものでございます。前期における体系図を参考に、まとめました。体系図（案）でございます。

方向性につきましては、先ほどご説明いたしました要綱に規定をされております本委員会の目的を二つ掲げさせていただきました。「開かれた区議会」と「議会活動の活性化」、この二つでございます。

課題の部分でございますが、これは前期と同じ整理の仕方でございます。「開かれた区議会」に対しては、（１）区民への情報発信、（２）区民ニーズの把握でございます。

２の「議会活動の活性化」は、（１）議決機関としての機能強化、（２）監視機関としての機能強化、（３）政策立案機関としての機能の強化、（４）効果的で効率的な議会運営でございます。

一番右側の具体的施策でございますが、先ほどの資料でご説明をいたしましたように、実施済みのものにつきましては、四角の白抜きの部分、１番から９番まで、これから検討する項目につきましては、丸で囲った 番から 番について、それぞれの課題ごとに整理をさせていただいたものでございます。検討項目によりましては、複数の課題に該当するものもあるわけですが、最も近いと思われる課題の箇所に整理をさせていただきました。本日の検討の参考資料として、ご活用いただければと思っております。

座長（沖山 仁君）

今、検討項目の一覧の説明、それから体系図（案）を出させていただきました。これを参考にしていただきながら、今後、会議の進め方をどのようにしたらいいのか議論をお願いしたいと思います。

委員（佐藤 篤君）

今の報告について質問なんですけれども、前期、沖山座長名で報告をされている議会改革検討委員会報告書の13ページの図がこれの基になっているのかなと思うんですけれども、報告書として報告されている具体的施策の部分について、幾つか外れているテーマがあるんですが、例えば政策立案機関としての機能強化の中で議論されている附属機関の設置とか参考人制度というのは、今回具体的施策の中からは抜けているんですが。

区議会事務局長（浜田将彰君）

これは、先ほどご説明をいたしました、その前の資料で検討項目一覧、この項目を単純に置き替えただけということでございます。

委員（佐藤 篤君）

これが図になっているのはよく分かるんですが、前期の報告書の中にある図ですから、当然、前期の図の中にある具体的施策はこれに付加して検討事項となるべきだと考えるんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

この報告書は、前期においてこういったことを検討しましたという結果でございます。結果ですので、ここに具体的なものが入っているんですが、今期においては、まだ具体的な検討がなされておりませんので、今後検討をして一定の結論が出れば、この表の中に具体的な項目として追記されるべきものと思っております。現段階においては、こういった整理の仕方をさせていただいたところです。

委員（佐藤 篤君）

分かりました。

今回出てくる体系図（案）に書かれている具体的施策に限られない。課題としては、この六つの課題を多分議論するんでしょうけれども、具体的内容は、これはあくまで例示列举であって、それ以外も議論していいんだということによろしいんでしょうか。その前提だけ確認したいんですが。

区議会事務局長（浜田将彰君）

各派交渉会で、あくまでも現段階において、この検討委員会で検討すべき項目として整理されたものが、こういった内容でございます。

委員（佐藤 篤君）

こういったというのは、今の体系図（案）として、これが各派交渉会の了承を得たということですよ。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そうです。

委員（佐藤 篤君）

前期の体系図も、報告書の中の1ページですから、当然、議長に報告されているということは、議会の全体の総意になっているという考え方なわけです。だから、排除されないと思うんです。それを議論の前提として確認したいんです。

委員（加納 進君）

前期の報告書を受けて今期の改革がスタートしたわけですが、さまざまご意見もいただいて整理をさせていただきました。前回の各派交渉会で最終的に検討項目が整理されたということですが、整理された検討項目の中に、お配りした資料に基づくと、議会基本条例の制定、議会の審査・調査機能の充実・強化、議会活動に係る情報発信の拡充、この三つのうち、とりわけ議会基本条例の制定、この議会基本条例の制定についてここで検討をするとしたら、議会改革全てに絡むことなので、非常に大きな項目なんです。その一番大きな項目の中に審査・調査機能の充実・強化あるいは議会活動に係る情報発信の拡充の、については、この体系図の中の、大きく言うと、「開かれた区議会」というのと「議会活動の活性化」に該当するような項目で、大きな項目、中項目、小項目、さらに細目が、今期で検討するからの中に同列で併記されてしまっているので、分かりづらいということで、体系図（案）をつくらせていただきました。

先ほど言ったように、最終的に今後どう議論を進めていくかによるんですけれども、議会基本条例を制定するかどうかも含めて議論するとなると、細目の部分はほかの議論も出てこざるを得ないと。例えば、前期は確か通年議会とか議決事件の拡大とか、細目といいながら非常に大きな話になってくるので、ですから、その辺をどうするかということも含めて今の

流れでいうと、各派交渉会と連携、情報交換をしながら進めていかざるを得ないのかなと思います。

ただ、現時点で、この検討委員会で今後進めていくに当たっては、今回提示させていただいた体系図(案)に基づいてスタートをしたらどうでしょうかという座長、副座長としての提案で、その中で、実際、議決機関としての機能強化とかチェック機能の強化というのは非常に複雑に絡み合っているんで、それぞれの項目に絡んでいる細目が多いと思うんですけども、当然、この辺を考えてくると、やはり通年議会のこともやらなくてははいけないし、本会議質問の一問一答とか、そういう話も出てこざるを得ないと思うんです。その段階で少し各派との情報交換、意見共有はしていかななくてははいけないのかなとは思いますが、現時点では、前回の各派交渉会でここまでの了解が出たということなので、それに基づいて議長からも進めていただきたいという話をいただいているものですから、今日の段階ではこれに基づいて進めていきたい。議長が、それも含めて案を出してくれば、また議長から各派交渉会に諮っていただけることになるものか、議長判断ということになるのか、その辺は、あくまで私たちは議長から諮問されている機関ということなんです。

委員（佐藤 篤君）

私の認識が違っていました。

そうすると、今、副座長に説明いただいた部分、例えば通年議会の部分は、前回の報告書だと長期的に検討するものとなっているわけですね。今回出てきている体系図（案）というのは、特に短期的に検討すべき課題を前回の報告書から取り出して新たに付加したもの、つまり短期的にこれを解決すべき課題として諮問されたという認識、すなわち議論はこれに列挙されているものに限られるということになるのでしょうか。

副座長の説明は、そういうご説明だったかなという理解はしたんですが、それで正しいかどうか伺います。

委員（加納 進君）

今、私が説明したのは、前期の報告書の6ページにたくさん検討項目としては出したけれども、全部は議論できませんでした。ですから、今後、議会基本条例とか議会の機能強化なども検討する上に当たって整理していくべきものですよという報告書なんです。そこまではなんです。ですから、それを受けて今期スタートした議会改革検討委員会なので、短期的、長期的というのも含めて決めていくことなのかなと思います。

座長（沖山 仁君）

佐藤委員、今、副座長もお話ししたとおり、「墨田区議会議会改革検討委員会の設置及び運営に関する要綱」を見てくれますか。第2条で「検討委員会は、議長の求めに応じて、議会改革に関する事項を協議し、その結果を議長に報告する」ということの中で、それがここに反映されていると私たちは思っているんです。

委員（佐藤 篤君）

そのとおりだと思います。結局、何が悪いという話では全くないんですけども、議論を始めるのに、こっちも頭の整理をしなければいけないので、どういう議論の展開をするのかという中で、端的に伺うのは、まず、この内容、今回の体系図（案）に限って議論をそれぞれやっていったら一定の結論を出す。だから、これ以外の列挙されていること、例えばさっき出た通年議会とか附属機関の問題については、この場では検討しないという方向なのでしょうか。

委員（加納 進君）

そういうことではないと思います。

委員（佐藤 篤君）

なかなか難しいですね。

委員（高柳東彦君）

2月10日の各派交渉会でも、さきほど事務局長から説明がありましたが、議会改革の特別委員会の設置、次期の特別委員会をどうするか、この先、特別委員会をどうするかという具体的な問題は各派交渉会で検討していくことにしましょうと。あと、産業都市委員会の所管をどうするか。今の四つの常任委員会をどうするかという枠の中では、それは各派交渉会で検討して結論を出すということなんだけれども、ただ、特別委員会の調査・研究機能をもっと充実させる、より活性化させていくためにどうしたらいいとか、あるいは常任委員会をもっと広く捉えて、常任委員会のあり方をどうしていったらいいのかということについて議論することについて、だめだよというわけではないということも確認しているんです。

だから、今のこの間の流れで、この体系図（案）との関係でいうと、前期の送りで次期の検討で必ず検討してくださいよという項目と、それを踏まえて第1回目の会議で、それに何か追加する項目はあるかということで、それぞれの意見が出されて、いろいろな追加項目が出されて、それに対して各派交渉会との議論、この間の議論と少し距離があったので、そこを整理しましょうということが出されてきたのがこの内容であると私は理解をしています。検討としては、例えば具体的施策を から順番にやっていったら、またこれも大変な話だから、課題ごとに、例えば（1）の「区民への情報発信」だったら、それについてどうしていったらいいかということで議論して、その中で、ここの具体的施策から外れるものについても大いに議論することについては、私は構わないのではないかなと思います。

委員（佐藤 篤君）

よく分かりました。それが確認できれば、それで結構なんです。あくまで例ということですね。具体的施策は例だと。よく分かりました。

委員（大瀬康介君）

私からは、検討項目一覧のオの（イ）「審査・調査機能の充実・強化」、これは体系図

（案）で見ると、今度は「監視機能としての機能強化」と書いてあるんですけども、これは具体的にどういうものを想定しているのか。漠然と書いてあるので、よく分からないんですけども、そのイメージを教えてください。

区議会事務局長（浜田将彰君）

先ほどご説明いたしました、これは第1回目の検討委員会で、ある委員さんから出た話でございます。これは伊万里市議会の例を参考にご提案があったものだったと思っております。先ほどと重複しますが、委員会で議員が質問・提案したことについて、理事者の答弁がどういう形になって、どういう執行のされ方をしているのかというようなことについて、区議会のホームページでそういった情報を掲載するということで監視機能を強めたらどうかというご提案が、こちらの委員会であったというものです。

委員（大瀬康介君）

私から少し提案なんですけれども、監視機能の強化は非常に重要なことであって、今も何か資料を集めようとする、例えば予算特別委員会とか決算特別委員会だと資料要求して資料を出してもらえますよね。それが、普段ですと、情報公開を請求して調べるような形になっているんです。

今、ある取引を情報公開請求したら1万6,000件も出てきてしまったんですよ、過去5年間で。契約案件なもので、1件20枚と想定しても、全体で32万枚になってしまう。10円のコピー代を払うと320万円かかる。これでは、やはり監視できないわけです。僕が一番知りたいのは、なぜその業者に集中するのかという理由を調べたいわけです。だから、その傾向を探るためにはどうしたらいいかと、あの手この手なんですけれども、ただ、それを正確に把握するには32万枚情報公開しなくてはならない。こういう問題が起きたときに、どうやって対処できるのかなと。その傾向を調べて報告しなさいということが議会としてできるのかどうかということが、悩みの種なんです。

委員（高柳東彦君）

それは、地方議会の場には議員個人に調査権限があるわけではないからね。やはり委員会として決定しないと調査権限がないわけだから。それは国会議員と違うところだから。そういう縛りがある中で、ではどういうことができるのかということを検討することはいいのではないですか。

委員（西村孝幸君）

今の佐藤委員からの指摘の中で、まず会議体としての進め方のお話があって、大瀬委員から、より具体的な、その後に議論をしていくようなお話があったかと思うので、まず佐藤委員の部分の一応合意をとるとするか、皆さんで確認をとっていただいて、そういった進め方で、ここにあるものは、私の理解ですと、ベース、要は諮問されているものですから、限るとは言わないですけども、これをベースにした議論を進めましょうというようなイメージ

で、その中でどうしても踏み込まざるを得ないものが出てきたときには、また、それは議長にお返しをして各派交渉会に諮っていただいというような丁寧な進め方をしていく中で、きっと議論の深まり等によっても進むでしょうし、中にはスピード感を持ってやったほうがいいものとか優先順位もあるので、そういった進め方を今日議論させていただいて、全体でのスケジュール的なスキームをつくって、その中で大瀬委員のような意見を進める、そのような形で進めていただければと思います。

座長（沖山 仁君）

はい、分かりました。そういう形で、また改めて進めていただきたいと思います。

委員（加藤 拓君）

この項目の中でも、例えば今日この場で皆さんの合意がとれればできてしまうようなこと、例えば費用弁償条例の改正などは現実にそぐわないわけですから、そういったことなど、できるようなこととか、あと、ある程度それぞれの中でもこれから議論が必要なものであったり、中期的に考えるものであったり、あとは、それこそ議会基本条例の制定みたいな大きな話で非常に先を長く考えなければいけないものを、前期のように短期、中期、長期みたいなもので、ある程度仕分けみたいなものをして、1回の会議の中で時間割のようなものを決めて、その場で結論が得られそうなものを最初にやって、中・長期的なものは課題の整理をして会議を進めていければいいかなと思っております。特に、中期的な課題であれば、例えば6月ぐらいまでに皆さんでいろいろ検討して、それぞれ会派で研究して、それぐらいで結論を出すような時間の使い方なども考えて、検討をしたらいいなと思います。

座長（沖山 仁君）

ありがとうございました。

委員（佐藤 篤君）

加藤委員のご指摘に同意ですけれども、体系的議論というのもまた一つ必要だと思うんです。さっき高柳委員からあった、課題別に議論をするということは非常に大事だと思います。それぞれ、そこに1回で掛けるのか、2回に分けるのか、いろいろあると思いますが、課題別にテーマを設定して、その中で、まず議論の前提として、今話で出た費用弁償条例だったら、では、「これを先にやりましょう」とか、そういう両列というか、ダブルワークの議論をしていく必要があるだろう。課題別の議論、体系的な議論というのが一番大事だと思います。

座長（沖山 仁君）

ありがとうございます。今お話ししたようなご意見があれば、その形で進めていきたいなと思いますので、それでよろしければ、課題ごとに議論をしていただければ大変ありがたいと思います。

委員（加納 進君）

追加させていただきますと、課題別に議論をするということで、恐らくそういう方向になるだろうとは思っていたんですけども、例えばその中でも優先順位を決めて、できるだけ早く議論していただきたいというものがあれば提案していただきたいと思います。

例えば、今話があった公聴会・参考人の費用弁償の問題は条例改正が必要になってくるので、急ぐのであれば、最終的には改正は議会運営委員会のメンバーが提案者になる形になるでしょうから、早目に報告しなくてはいけないですし、これについては、恐らく事前にある程度こちらで調べて資料を提供させていただかないと、いきなり白紙のまま議論といっても難しいと思うんです。自治体によっては、墨田区のような額のところもあるし、あるいは区長、副区長も旅費規程を準用しているところもあるし、議会だけ単独、あるいは監査委員とか他の行政委員と墨田区みたいに費用弁償の額を共用している自治体もあるので、ただ単に議会だけというわけには、少し難しい部分もあるので、事前に他の自治体の例も、ある程度皆さんに情報提供し、皆さんも自身で事前に勉強してもらって、会派ごとに合意を得ていただければ、この場でスムーズに結論を得やすいということもあるかと思えます。

ほかにも、事前にある程度資料を用意しておかなくてはいけないこともありますので、この中における優先順位に関して、もし提案があれば、今日のうちに言っていただければと思います。

それと、一言だけ言わせてもらおうと、タブレット端末の配布（ペーパーレス化）については、どの辺からペーパーレス化できるかというのはもう少し時間が必要かなと思うんですけども、タブレットの配布については、前期から随分議論していて結論が出ないんですけども、うちの会派でももう合意しましょうという話になっているんです。だから、会派ごとに用意するのか、議会全体で皆さんに配布するのか、この辺だけ結論を出してもらえばと思います。自民党さんもタブレットを配布されていますし、公明党会派の中ではもう用意しようという話になっているので、これだけでもご了解いただければ、うちはすぐにでも会派としてタブレットを用意できるので、それについてご意見をいただければと思うんです。

委員（大瀬康介君）

タブレットに関しては、やはり共通のソフトを使う必要が出てくるので、そのソフトをどうするか。個別で買うのもいいし、それとも統一で全く同じものを配るのか、そこをまず決めるべきだと思うんですが。

委員（佐藤 篤君）

さきほど、加納副座長がおっしゃった具体的施策の中で、全ての部分について今日、優先順位を付けるというご提案ですよ。

委員（加納 進君）

基本的には課題別に議論するんですけども、その中でも、先ほど言ったように、費用弁償条例については優先していただきたいということであれば、おっしゃってくださいということ

です。

委員（高柳東彦君）

それはいいのではないですか。別に課題を1から順番にやらなければいけないということではないですから。

委員（佐藤 篤君）

そういう意味ですか。課題のレベルでの優先順位というお話ですか。

ここから私案ですけれども、課題別に議論するというのは、今、一定の共通認識が出たと思うんですけれども、課題の中でどれをまず優先順位でやるかということの議論が先ではないかと思うんです。例えば、区民ニーズの把握が一番だったら、ではそれをやりましょうという並替えをまずやった上で、それぞれの課題を議論する際に、その前に具体的施策の優先順位を付けていくという方向がよいのかな、体系的議論というのを重視したい立場からいうと。そういう考え方はいかがでしょうか。

委員（西村孝幸君）

基本的には、今の佐藤委員の議論で、課題別に、体系的にということは、それはそうだと思います。ただ、費用弁償条例など個別具体的な課題については、正直なところ、一步先行してでも進められるのかなと思います。それが、逆に言うと、議会の参考人をこれから呼ぶときとか、お話を伺う研修会をやるときにも役に立つのであれば、この中でいうと、の費用弁償条例については一個特出しをしてもいいのかなと思っています。ほかのものについては割と、多分、議会図書室のあり方と条例の改正で随分温度差のある話が2項目載っているかと思うので、そこはもし必要があるのであれば、こういったものはスピード感を持ってやろう、あとについては課題ごとにでもいいのかなと思います。

座長（沖山 仁君）

先ほど副座長が話をしたのは、ペーパーレス化の問題はいろいろまた各会派の温度差があるから、少し待っていきこうかなということでございます。それで、大瀬委員の話が出たので、一からやっていくということであれば、それはそれでいいし、費用弁償のことが最初に検討しやすければ、そこから検討してもいいです。こちらで交通整理をします。

委員（佐藤 篤君）

これも私案ですけれども、具体的施策は二つに分けられると思うんです。一つは、既に今ある制度の中でできることです。例えば、自由討議は今回抜けてしまっていますけれども、自由討議というのは今すぐにでもできることですよね。制度をつくらなくてもできること、予算がなくてもできることと、新たに制度や予算が付いて初めてできることと二つ色分けできると思うんですよ。その色分けをした段階で、前者のほうはやはり先に議論していくというのが非常に分かりやすいというか、当然、制度や予算を付けるは時間がかかりますから、後になってくると思うんです。そういう進め方というものもあると思います。

委員（大瀬康介君）

よく分からない。逆に予算をつくらなくてはいけないものを先にやって、予算を審議している間にほかのことを議論したほうが効率がいいのではないかなと思う。

座長（沖山 仁君）

予算を付けるものから先に進んでいくということになると、資料を用意したり研究したりする時間が必要になってくる感じなんだけれども、いかがでしょうか。

委員（佐藤 篤君）

そういうことだろうと思います。悩ましいですね。

委員（高柳東彦君）

あまり難しく考える必要はないと思うので、この問題を早く議論してほしいというのがあれば出し合って、それが1回か2回の議論でまとまるような内容だったら、それを先に協議して、あとの問題は課題別に議論するというでいいのではないですか。

委員（加藤 拓君）

例えば、冒頭の20分間は、皆さんで、さっき高柳委員がおっしゃったような、ある程度早期に結論が得られるものについては、その時間を使って、合意したらどんどん進めていって、そのあとの時間でそれぞれの思うような問題を体系的に議論していくというようなことで、最初にすぐできそうなものというような感じでいくといいのかなと思っています。

座長（沖山 仁君）

そういうご意見が多ければ、そこからスタートさせてもらいたいと思うんですけども、どうですか。

委員（大瀬康介君）

僕は、やはり議会の活性化ということの主眼に置いてやるべきではないかと思います。議会が何も決められない、あるいはこの議会改革検討委員会自体が何も決められない、結果を出せない状況では対外的に恥ずかしいし、区民の皆さんに説明できないと思います。例えば、タブレット端末の課題も、やはり使っていないと分からないはずなんですよね。だから、とりあえず導入してみて、それで、おかしいところを変えていく、使いながら変えていくというパターンもいいし、あと、費用弁償の問題も、参考人として来てもらってやるんだから、それは優先してやるべきではないかなと思います。活性化に力を入れながら開かれた議会にしていく。これは一つ一つづつ歩いていって、計画的に結果を出していくほうがいいのではないかなと思います。あれもこれもやろうとすると、結局どれも中途半端になって、過去にもやはり、話がどんどん先送りになってしまって、結論が出なかったということもあるので、結果の出しやすいものを最初に議論したほうがいいのではないかなと思うんです。

座長（沖山 仁君）

皆さんのご意見を聞くと、結果を出しやすい課題から進めていけばいいということですよ

ね。

委員（佐藤 篤君）

そういうお話なので、具体的施策を一つ一つ仕切っていていただいて、会派ごとに意見を出していただければ、いいということですよ。

委員（大瀬康介君）

（4）の効果的で効率的な議会運営から始めていくのが早いのではないかなと思う。

委員（佐藤 篤君）

それでは、便宜上、全部触れるという意味で上の課題からやりますけれども、「これがやりやすい」とか「やりにくい」とか言いますから、違うということであれば、反論してもらって、それは二つの意見があるとお互いやりにくいという結論にってもらって、私が「やりやすい」と言ったものがみんなそうだねとなれば、それはやりやすいという方向に2択に分けていくというのはどうですか。よろしいでしょうか。

座長（沖山 仁君）

はい。お願いします。

委員（佐藤 篤君）

議会報告会の実施は、さまざま検討事項があることだと思うので、やりにくい方向なのかなと思います。異論がないようでしたら、よろしいですね。

座長（沖山 仁君）

はい。

委員（佐藤 篤君）

議会映像配信については、技術的なことが絡むんですけれども、これはやるかやらないかの話だけだと思いますので、これは比較的やりやすい方向だと思います。

それと、の議会活動に係る情報発信の拡充も、少し具体的なことをまた検討しなければいけませんので、少し時間はかかるのかなと思いますので、やりにくい方向です。

委員会における傍聴議員の写真撮影場所（一般傍聴席のあり方を含む。）は、やるかやらないかですので、早期に結論が出て、やりやすいと思います。

常任委員会の映像配信も、先ほどのと同様、これは予算さえ付けばいい問題ということで、やりやすい方向だと思います。

議会モニター制度は、その趣旨やあり方、ほかの議会との比較等も必要ですから、これは少し時間がかかると思います。

議会の審査・調査機能の充実・強化は、早くやるべき方向なんですけど、その内容はまだ漠然としていますので、これも一定の時間がかかると思います。

監視機能としての機能強化も同様の理由で、時間をかける必要があると思います。

「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正は、検討するこ

とはありますけれども、費用弁償額を上げるか下げるかという結論は2択ですので、これは早期だと思います。

議会図書室のあり方は、理事者との検討も必要ですし、制度導入等について具体的な案も出さなければいけませんので、比較的時間はかかると思います。

タブレット端末の配布（ペーパーレス化）は、理事者のペーパーレス化のことがこれまで議論されていますが、それさえクリアできれば、これは比較的短期であると思います。

委員（西村孝幸君）

今、佐藤委員に分かりやすい仕切りをしていただいたと思うんですけれども、そういった中で、さらに具体的な何かを持ち寄らないといけないものだと思うんです。そういった部分を踏まえると中期的な課題という部分と、短期的な部分のところについては、事務局のお力もかりながら、私たちも調査・研究を進め、少し課題そのものを持ち寄らないといけないのかなと感じたところです。

座長（沖山 仁君）

西村委員がお話しされたとおり、佐藤委員に区分けを決めてもらいました。そこで、何かご意見があれば承って、なければ、早期にできるようなことから、今お話ししたとおりのところから進めていこうかなと思います。

委員（高柳東彦君）

基本的には、議会改革を根本的に進めていこうとすると、やはり課題別に時間をとって議論を深めていくというのは大事だと思うんですけれども、それだと、なかなか具体的な中身が決まらないということもあります。佐藤委員が仕分けしてくれた内容については私も基本的には同意できるので、やりやすいと仕分けした項目について、まず先に検討して、その後、課題別に議論を深めていくということではないですか。

座長（沖山 仁君）

ありがとうございます。そのほか、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員（加藤 拓君）

議会映像配信は、何のことですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

前期において議論をしたもので、ユーストリームなどの配信方法ということです。

委員（加藤 拓君）

分かりました。

委員（加納 進君）

議会報告会とか議会モニター制度については、議会としての情報公開、広報広聴機能の充実ということなんですけれども、前期の中では、確か休日・夜間議会の開催とか出前議会、

出前委員会、そういった議論もあったと思うんです。ですから、広報広聴機能の拡充という論点で、少しこれは時間がかかるかもしれないですけども、他の先進自治体の議会の例も見ながら進めていく必要はあるのかなと思います。ですから、議会活動に係る情報発信の拡充というのも抽象的なので、これは多分映像の配信と、今言った議会報告会等々、両方のことを言っているんだと思うんですけども、は削除してしまってもいいのではないですかね。課題の（１）区民への情報発信と、表現としても一緒ですから。

座長（沖山 仁君）

（１）の区民への情報発信と施策が一緒だということですね。

委員（加納 進君）

の具体的な報告が議会報告会だったり、映像配信だったりということでしょうから。

委員（佐藤 篤君）

あってもなくても、私はいいです。

委員（西村孝幸君）

一度、広聴広報の時間をつくって、その中でやっていくということですね。

委員（加納 進君）

だから、広報広聴の充実という項目でどんなことが考えられるかということ議論すればいいのではないかと思います。

座長（沖山 仁君）

議会活動に係る情報発信の拡充については、「より区民に分かりやすい開かれた区議会としていくために必要であると。本検討委員会では、調査・検討を行い、区議会だよりの充実、議会報告会の実施、議会映像の配信及び議会モニターの制度のほかにも、議会広報の拡充策として区議会ホームページの充実等が考えられる」と報告書に書かれています。

委員（加藤 拓君）

ホームページの充実ということですね。

委員（佐藤 篤君）

具体的に、そう書いたほうがいいのかもかもしれませんね。

座長（沖山 仁君）

はい。

委員（加納 進君）

「ホームページの充実」と書いたほうが分かりやすいですね。

委員（佐藤 篤君）

異議ありません。

座長（沖山 仁君）

それでは、ここは「ホームページの充実」ということにいたします。

それでは、進めさせていただきます。

先ほどの 議会映像配信から、施策の考え方を皆さんで検討していただきたいと思います。  
委員（佐藤 篤君）

「議会の映像配信は、こういう解決法がいいのではないか」という発言ということによろしいですか。

座長（沖山 仁君）

はい。

委員（佐藤 篤君）

分かりました。では、 議会映像配信については、 がありますので、前提として、これは本会議の映像配信ということと理解するんですが、その上でお話ししますけれども、今年度にマルチデバイス化をしたと思うんです。台東区の例をよく議会でも挙げてきたんですが、ユーストリームでの配信、本会議とか委員会もそうなんですが、台東区議に個人的に聞いただけなので、あくまで非公式な情報ですが、結構映像が不安定だという弊害もあるんですけども、どのくらい見ているかというのがリアルタイムに分かりますし、それをシェアしたりとか、ネットでの拡散力があるんです。ユーストリームはそういう利点もあります。その辺を検討した上で、さまざまな媒体を通して使っていくという方向性としてはあるのではないかなと思います。

でも、新しい予算でマルチデバイス化されたので、一定程度改善されたと思います。今までは携帯で見られませんでしたからね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

映像配信につきましては、今、佐藤委員おっしゃったように、今まではパソコンでしか見られなかったものを、マルチデバイス対応いたしました。したがって、さまざまなものを通して映像配信ができるということでは、対応済みということです。

委員（高柳東彦君）

今、どのくらいの人に見られているかというのはわかりますか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

それは統計をとってあります。

座長（沖山 仁君）

今、調べさせますのでお待ちください

委員（高柳東彦君）

当初、システムとの関係で、スマホだとか、いろいろなツールで見れるようにするためにはかなり設備費用がかかるということで、それを安上がりにするためには、どういう方法があるのかという議論だったと思うんだけど、それが大分改善されてきたということですよ。予算特別委員会、決算特別委員会も基本的には全部映像配信しているわけで、そんな

に費用をかけないでできているわけだから、障害になるものはということが考えられるのかというのを整理してもらえれば、特に異論を挟む人はいないと思います。

委員（加藤 拓君）

議会映像配信については、常任委員会の映像配信と大体イコールになってくると思うんですけども、映像配信システムは第2委員会室に設置されているということですよ。第1委員会室にはカメラは付いていないんですよ。だから、第1委員会室で開かれたものに関しては、物理的に映像で配信できない。

事務局次長（渡邊久尚君）

カメラはどっちにもあります。ただ、中継に適した配線を確認してあるのが第2委員会室だけなので、委員会の映像配信は予算特別委員会、決算特別委員会に限られています。同じような工事を施せば、第1委員会室で行われている常任委員会も、当然、第2委員会室でやっているような特別委員会についても配信はできます。常任委員会の映像配信には、第2委員会室の委員会を配信したときの工事と同じレベルの工事が必要となります。

委員（加藤 拓君）

それか、第2委員会室でやるかということですね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

当初、ほかの区議会でも予算特別委員会、決算特別委員会に限って、そういった対応をしているというところが多かったものですから、本区議会でも、まずは第2委員会室のインターネット中継の環境を整備させていただいたということです。

委員（加藤 拓君）

工事をすると、経費はどの程度ですか。

事務局次長（渡邊久尚君）

100万円かからなかった程度です。ただ、予算説明のときに申しあげましたとおり本会議場の機器のリニューアル経費を来年度少し積ませていただいたんですけども、委員会室のパソコンもかなり古いので、もし改修するのであれば、それも含めて行ったほうが効率的だと思います。

委員（加藤 拓君）

全部まとめて更新したほうがいいということですね。

事務局次長（渡邊久尚君）

そうですね。費用の積み方としては、もっとほかの要素を考えていただいたほうがいいと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

来年度予算で本会議場については約3,000万円かけて、これは総務費に計上していますけれども、庁舎リフレッシュの一環として、マイクと映像システムを最新のものに替えるとい

うことになっております。したがって、委員会については、その次と私ども計画をしていたところですよ。

委員（加藤 拓君）

機械もそろそろ更新しないといけないということは、その更新に併せてカメラも、そういう設備をつくれば、いつでも映像配信ができるようになるという理解でよろしいんですね。

委員（高柳東彦君）

その辺の問題を全部共通認識してもらって、例えばすぐにやらなくても、再来年の4月から常任委員会についても映像配信を始めましょうとかいう形での確認はできるでしょうから。

委員（佐藤 篤君）

もう一つ、ユーストリームなどの話ですけども、それがいかに見られるかというのがやはり大事なんです。今調べていただいていると思いますけれども、大田区議会はユーチューブに大田区議会の公式チャンネルを持っています。そういうところが多いかどうかは数えていないので分かりませんが、ユーチューブから関連付けて動画が出てきたりしますし、SNSとのリンクなども貼れますので、そういう方向というのも一つ新たに考えてもいいのかなと思います。つまり、公式映像を焼き回して配信しているだけですけども、新たな発信方法に常に対応していくことが必要かなと思います。当然、理事者側も区公式のフェイスブックを実施していますから、フェイスブックチャンネルなども含めての対応も必要なのではないかなと思います。

議事調査主査（熊倉正己君）

ライブ中継でございますが、平成27年9月現在で本会議のライブ中継は2,976アクセスでございます。ちなみに、平成26年度が1年間で1,188アクセスでございます。一方、委員会のライブ中継は、平成27年9月現在が1,107アクセスで、平成26年度が1年間で1,305アクセスになっています。録画中継は本会議と委員会も合算しての数字でございますが、平成27年9月現在で7,653アクセスです。平成26年が1万7,379アクセスでございます。

委員（中沢えみり君）

映像配信ですが、例えば字幕を入れることは難しいんですか。

議事調査主査（熊倉正己君）

会議録検索システムというのがございまして、会議録が映像と字幕、一緒に2画面で見られます。

委員（中沢えみり君）

ユーストリームやユーチューブでも同じことができるのでしょうか。

委員（佐藤 篤君）

それは、アップロード段階で編集はできますが、かなりの作業が必要でしょうね。

委員（中沢えみり君）

聴覚障害の方だけでなく、実際に話しているのを聞くのと見るので、結構理解度が増すと思うんですね。

委員（高柳東彦君）

今検討しているのは、どういう形でやろうとしているのですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

まず、手話通訳者を頼んで、2人1組と考えておまして、要望があった段階で事務局から依頼をするということで、その依頼が1週間なり10日前に必要ということです。これはまた事務局でも広報させていただきますけれども、こういった手話通訳を派遣するような制度ができましたので、もし要望があれば、そういった対応をさせていただくということでございます。

委員（高柳東彦君）

場所は傍聴席のどの辺ですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

そこはまだ詰めておりません。具体的な対応が決まりましたら、ご報告させていただきます。そして、もう一つ、磁気ループで囲いまして、その中に、難聴者がいれば、専用のイヤホンがありますので、それで使用して音声を聞いていただくというタイプもございます。その2種類でございます。

委員（はらつとむ君）

障害者差別解消法の関係からいえば、やはり本会議の生放送での手話というのも今後必要になってくるのではないかと思います、その辺はどうなのでしょう。

区議会事務局長（浜田将彰君）

まずは、傍聴対応ということで来年度予算を付けておりますので、それでやらせていただいて、今のご意見は生中継の画面とか、そういうものでというご意見ですので、それはまた来年度、傍聴対応でやらせていただいた後に、こういったことができるのかは検討させていただきます。

委員（大瀬康介君）

せっかく手話通訳者が来るんだったら、毎回手話通訳専門のカメラをつくっておいて、はめ込み画像を入れるようにすれば、解決してしまうのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

やはり予算が伴いますので、来年度またいろいろ工夫をさせていただきます。

委員（西村孝幸君）

幾つか出された議題の中で、一つは、まず委員会の映像を公開するのかというようなお話と、もう一つは新しい手段、例えばユーストリームなのか、ユーチューブなのかという新し

い手段を並行的に導入してはどうかというような議論が二つ大きくなされていて、常任委員会の議論の中に、例えば手話通訳者とか、見ていただく方を拡充してはどうかという議論もありました。そうすると、一つには、先ほど高柳委員が言われたように、常任委員会については皆さんで合意をしていけば実施できるという話と、予算との関係で、例えば簡易的な工事をしてしまっても早くやるべきなのか、もう少し効果的な運営のために、パソコンとか設備を全部替えるのを待ってから実施するべきところなのか、若しくは、例えば加藤委員が言っていたように委員会室を替えたらどうなんだというような話も出てきて、多分その三つぐらいの中で合意がとれれば、開始の時期については話ができるかと思うんです。

それに対して、今度、障害者対応のお話は、来年度に予算を付けてやっていく中で、1年間やってみての検証をした上でやっていこうと、多分そういう話になるかと思います。

もう一つは、佐藤委員の話している、さまざまな媒体を使ってという部分については、少し研究をして、先進自治体などがどうやっているのかとかも含めて、それに対する例えばデメリットはないのかとか、幾つか検証した上で、やれるものについてはやっていく、幅を広げていくというところでは効果的なのかなと思うので、まずそのあたりを議論として仕切りながら進むのかなと感じています。

委員（加藤 拓君）

今、いろいろお話が出たんですけれども、これから会派内で合意をしないといけないものですから、議会の映像配信については、例えば、西村委員がおっしゃったように、「今すぐ工事をする」「委員会室を替える」「1年、2年待つ」などの考えはあると思います。あと、ユーチューブやユーストリームといった媒体を使うということについては、やはり会派の中でも温度差もありますので、まとめて次回の検討委員会へ持っていきたいと思いますが、いかがでしょうか。他の会派の皆さんも、それぞれの会派の中でのお話があると思いますので。

座長（沖山 仁君）

はい。分かりました。

委員（中沢えみり君）

今、映像配信はアップルコンピューターには対応済みなのでしょうか。以前は対応されていなかったとおもいますが、確認させてください。

区議会事務局長（浜田将彰君）

それは大丈夫です。

委員（中沢えみり君）

ありがとうございます。

委員（加納 進君）

ちなみに、現在ユーストリームで配信している議会を教えてください。

区議会事務局長（浜田将彰君）

台東区は実施しています。

委員（加納 進君）

ユーストリームで現在配信しているところを事前に見ていただいたほうがいいですね。かなり以前よりも映像も音声もたえられるものになっていると思います。

委員（大瀬康介君）

今、どういう形で配信しているんですか、今の区議会のシステムの状況というのは。

議事調査主査（岐部靖文君）

会議録の反訳をお願いしている株式会社会議録研究所の担当者が、本会議であれば、実際に調整室に来ていただいて、カメラの切替えをしていただいたりしています。基本的には、それをそのまま会議録研究所が編集をして録画などは放映しています。

委員（大瀬康介君）

そのままではだめなんですかね。それができるのだったら、ユーストリームは関係ないでしょう。

委員（佐藤 篤君）

基本的な映像配信の情報としては、今のシステムで放映する。ただ、それがあらゆる媒体で見られるということもまたメリットとしてあるわけですよ。皆がホームページに自主的にアクセスするわけではありませんので、例えばユーチューブを見ていたら関連動画で出てくるとか、ユーストリームは最近日本法人が撤退したようですが、マルチな方法で出していくというのが情報発信のあり方として、より広がりを持つのではないかとという提案です。

委員（大瀬康介君）

それに関しては、媒体に広告が入ってしまったり、意味の分からない転用をされるおそれがあるわけです。議会を見に来るといって人と、たまたまこれが入ってきておもしろそうだから見てしまうという人と、やはり見方が違ってくるわけではないですか。だから、見てもらったほうがいいにしても、やはり見る立場がね。多分アクセスは増えるかもしれない。増えるんだけれども、地球の裏側の人ばかり見ていて肝心な人が見ていないということが起こるのではないかなと考えます。

委員（佐藤 篤君）

それは検証してみなければ分かりませんね。

委員（堀よしあき君）

私も佐藤委員のご意見に賛成でして、やはりバリエーションを増やしたほうがいいと思います。課題（1）の区民への情報発信という意味でも、いろいろな媒体を使って見ることができる環境を整えたほうがいいと思うので、今の若年層とかは区議会のホームページを見るということはなかなかないと思うので、やはりユーチューブですとか、そういう身近なところから情報発信していくのが重要なのかなと思います。

委員（佐藤 篤君）

私も大瀬委員のブログを毎日見ているんですけども、SNSなどはかなり拡散があるんですよ。大瀬委員は情報発信がお上手だなと思うんですけども、ブログに情報を一元化して、それがSNSで拡散されるようになっている。ツイッターだとかフェイスブックで沢山出ているんですよ。公式の今のページでいいし、加えてもユーチューブぐらい。そこからどう拡散させるかということを考えなければいけないと思うんです。それがSNSで、今、堀委員が言ったように、そういう議論になって、だから、別に一つに限って、それ以上やらなくていいんだではなくて、ブラジルから元墨田区民も見ているかもしれないわけだから、それはそれで一つ有益なわけで、大して費用がかからないのだったら、発信の情報源というのは広いほうがいいという考え方です。

委員（大瀬康介君）

その辺、少し補足しますと、僕はブログだけしかやっていない。実は、やはりいろいろなところから、内容が素晴らしいから使わせてくれという話が非常に多くて。それで、その都度許可をしている状況です。

委員（佐藤 篤君）

だから、いいんですよ。大瀬委員のまねをするから、いいんです。

委員（中沢えみり君）

例えば、そうになると、いろいろな媒体を使っているいろと情報発信ができるとなると、映像の下に、たまに、選挙でも発言している人の顔と名前が映るじゃないですか。そのほうがより分かりやすいなと思うんですけども、そのようなことは可能でしょうか。

例えば、今の状態だと、映像で誰が発言しているのか何となく分かりますけれども、結局、誰が発言しているのかが大事なわけですよ、会派や名前があると分かりやすいと思います。

本会議の映像には入りますか。

議事調査主査（岐部靖文君）

本会議場については、テロップのシステムが入っていますので、議員名が出ています。ところが、委員会については、もともと試行的に始めたときに、なるべく費用を掛けないで行うということでスタートしたので、テロッパーという機械は入れていません。

委員（中沢えみり君）

そうですか。それを入れるとどのくらいの費用がかかりますか。

議事調査主査（岐部靖文君）

やはり何十万円かはかかります。

委員（中沢えみり君）

区民の方が見るというのは、もとをたどると、例えば加藤委員を知っていて、加藤委員が出ているのを見るということが多いですよね。全体的に議会に興味があってという方は、そ

れももちろん一定数いらっしゃいますけれども、そうではない方に見ていただくことが目的だと思うので、そうすると、画面の左上に顔が映って、この人が話していますとか、そんな機能があったらおもしろいなと思います。

委員（西村孝幸君）

今のお話の中で、加藤委員からも、この議論については一旦持ち帰るという話になりました。資料として、中沢委員の言っているお話などは、逆に言うと、技術的に、そんなに皆さんは嫌ではないと思うんだけど、あとは費用の問題ですよね。だから、そこについてはそれを調べていただいて、逆に、何十万円だったら導入しようかとか、いや、何百万円だったら、少し来年まで様子を見ていようかとか、違うやり方はないかということで、まずそこは事務局のほうに資料を出していただいて、そこについてはきちんとした予算の面での検証をして、やれるとなればやればいいのではないかと思います。そういうものも踏まえて、事前に、次回の委員会までに、そういった分かる部分についての資料を出していただくということによろしいかと思います。

座長（沖山 仁君）

はい、分かりました。

委員（高柳東彦君）

前期は費用をかけないという縛りもあったと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、この件についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、次回にまとめて報告させていただきます。

次に、先ほど、情報発信の拡充は「ホームページの充実」ということで直させていただきました。この問題についてはどうですか。

委員（加藤 拓君）

先送りみたいなことを言って大変申し訳なかったですが、恐らく、今、ホームページがどうなっているかというのをつまびらかに把握している方は少ないと思いますので、次回、こういうところは改善できるのではないかという意見を持ち寄ったほうがよろしいのではないかなと思います。

委員（高柳東彦君）

それと、大幅に変更したばかりだから、区と連動して、もう少し様子を見てからでいいのではないですかね。

座長（沖山 仁君）

はい、分かりました。

委員（佐藤 篤君）

区公式のツイッターとフェイスブックが始まっていますので、それを議会として導入するかどうかということも併せて会派でご検討いただいて、次の議論を目指したいと思います。

座長（沖山 仁君）

はい、分かりました。今のご議論を次回にまた持ち越しさせていただきます。

次に、委員会における傍聴議員の写真撮影場所（一般傍聴のあり方も含む）について、いかがですか。

委員（高柳東彦君）

これは私の会派で入れさせてもらったんだけど、常任委員会室、特別委員会室もそうだけど、一番後ろからだ距離があって、いい写真が撮れないというようなのがまず一つあります。併せて音響の関係で、特に第1委員会室は傍聴席で質疑の声がよく聞き取れないという苦情が傍聴者から寄せられています。そういう改善も含めて、例えば他の議会では廊下側の細長いところに傍聴席を持って行って、そこから見れるようにしているような議会もあるんですよ。ただ、質疑の気が散るから嫌だよという人も中にはいるだろうけれども、ただ、今の一番遠いところで音響もよくないところにいつまでも傍聴席を置いていいのかなという感じもしているので、もう少し工夫できないのかなという気がします。それと併せて、ではどこで写真を撮ったらいいのかなということです。

委員（加藤 拓君）

写真というのは、我々委員の写真を撮るということですよ。

委員（高柳東彦君）

そうです。

委員（加藤 拓君）

議員が議員を撮るということですね。であるならば、委員長の許可で、ある程度申し合わせで、写真を撮る場所といたら多分決まってくると思うんですよ。正面で撮りたいとか、多分そういうことだと思いますので、とりあえずは委員長の許可で、「この場所とこの場所は写真を撮っていいですよ」というようことでやってみていいのかなという気はします。傍聴席のレイアウトに関しては、どういったものがあるのかというのはこれから考えていけばいいのかなと思うんです。1人会派に関しては、例えば事前に委員長の許可をとって、「その写真撮影場所だけはいいいですよ」というような仕組みにすれば、かなり改善するのではないかなと思うんですが。

座長（沖山 仁君）

そのほか、いいですか。

委員（大瀬康介君）

やはり傍聴席の人の問題があると思います。今は大分改善されて聞こえるようにはなった

らしいんですけども、やはり確かに遠いですよね。将来的に改善する必要があるなということと、あと撮影も望遠レンズのいいのを使えば撮れてしまうと思うんだけど、やはり角度が限られてしまうから、撮影ポイントを決めてしまったほうがいいのではないかなと思います。それを委員長ごとに変えるというのでは統一感がないので、統一してほしいなと思います。

委員（加藤 拓君）

一般傍聴席の外から写真を撮るには、規則を変えなければいけないですね。傍聴規則では、第7条で「傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影及び録音等をするときは、」と書いてあるので、多分傍聴席から撮影すると読むべきだと思いますので、傍聴席の外からは写真は撮れないです。

区議会事務局長（浜田将彰君）

傍聴規則は、あくまで一般傍聴人という決まりがあるんです。一般議員の場合ですけども、傍聴議員の撮影については、平成15年に一般傍聴席でというような各派交渉会決定があるということをございまして、それが今生きているということです。一般傍聴席で撮影するという申し合わせになっているということです。

委員（加藤 拓君）

では、各派交渉会で申し合わせれば、ここを変えれば、議員は傍聴席以外でも写真が撮影できるということですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

あるいは事務局職員が撮っていることもあります。

座長（沖山 仁君）

それでは、この問題については、事務局でレイアウト案を出させてもらって、それで皆さんにまた意見をお聞きしたいと思います。

委員（加納 進君）

写真の撮影場所は、少し柔軟に考えていいのではないですか。

座長（沖山 仁君）

委員長の許可だけということでもいいということですか。

委員（大瀬康介君）

今日決めてしまっていいのではないですか。

委員（加藤 拓君）

今日でなくてもいいんですけども、委員会室へ行って、「この辺がいいのではないか」ということで、各派交渉会で決めていただければと思いますが。

座長（沖山 仁君）

水差しが置いてあるところですか。

委員（高柳東彦君）

傍聴席が込んでいるときに、わざわざ議員が一般傍聴席の中へ入り込んで写真を撮っているというもおかしなものだし、また傍聴席の真ん中で撮っていれば、かえって一般傍聴者にとって邪魔になるわけで、大体みんな端っこの後ろのほうで撮っているから、両端だったら、もう少しこの辺まで前へ出てもいいのではないかとということで、その確認ができればいいのではないかなと思います。

座長（沖山 仁君）

その辺の確認がよろしければ、各派交渉会で決めさせてもらえればと思います。

委員（加納 進君）

あまり行ったり来たりを繰り返していると邪魔になるかもしれないですけども。

委員（高柳東彦君）

抜本的な傍聴席も含めた問題については、引き続き検討課題にするということでもいいと思います。

座長（沖山 仁君）

少し心配しているのは、何かレイアウトを多少出してもらって、それでまた次回決めてもらいたいということがあります。

区議会事務局長（浜田将彰君）

各派交渉会で本当は報告しなければいけないんですけども、やはりある程度案というか、この委員会の考え方をまとめていないと、なかなか報告しづらいことになります。

委員（佐藤 篤君）

では、まとめる方向で話をしたいんですけども、今、高柳委員と大瀬委員からの発言をお聞きしますと、議員傍聴席の範囲内で、もちろん邪魔な位置とか邪魔ではない位置はいろいろ状況にもよりますし、人にもよりますが、要するに、議員傍聴席まで写真撮影の範囲を広げるということで一定の共通認識でよろしいのではないですか。

委員（大瀬康介君）

マスコミとかはどうするんですか。

委員（高柳東彦君）

マスコミは、傍聴人です。議員が議員を撮る部分については、今まで一般傍聴席だけでしたが、議員傍聴席の範囲で広げる。邪魔かどうかは良識で考えましょう。

委員（加藤 拓君）

真ん中の通路まで行くかどうかだけで、両サイドにするのか、それでいいのではないのでしょうか。

座長（沖山 仁君）

人がいたら、その前に来なければいいということです。

委員（高柳東彦君）

マスコミなどの特別な場合は、各派交渉会で議論して、「今回のテレビカメラは、この位置で撮ることについて了解しよう」とか、「撮影時間も冒頭の15分間だけ認める」とか、その都度各派交渉会で仕切ってきている経緯があります。一般的にマスコミ各社が写真を撮ることがあったら、一般傍聴者と同じ扱いになります。

座長（沖山 仁君）

今の意見を参考にしながら、各派交渉会に報告したいと思います。

それでは、各派交渉会の報告については、事務局と正副座長に一任をしていただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、そのように取り扱うことといたします。

が終わりましたので、「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正を決めていただきたいと思います。今、日当が5,000円ということになっております。

区議会事務局長（浜田将彰君）

23区の状況を調査しております。墨田区は、座長から説明がありましたように5,000円という額が決まっているわけですが、ほかの区議会については、先ほど副座長からお話がありましたけれども、墨田区の条例は、5,000円という額は議会が呼んだ場合も5,000円だし、選挙管理委員会あるいは監査委員として呼んだ場合も5,000円と、同じ条例の中で定まっているわけですが、それが例えば議会だけの条例になっているのか、そういったことも含めて今検討しておりますので、これはまたこの委員会の中で資料を提出させていただきたいと思います。

委員（佐藤 篤君）

それ待ちですね。資料をいろいろ調べていただいているようなので、それを待って、また検討するということだと思うんですが、1点だけ議論の視点として、議会は最高の会議体ですよ。区に置かれている附属機関あるいはその他の委員会と違って、憲法に位置付けられた最高の公式の会議体ですから、比較すべきは、ほかの区でどうだと、やっていないところは5,000円のままだと決まっているし、議論にももしかしたらなっていないので、その数字が出るのはもちろん参考にするんですけども、ほかの附属機関で学者の方だと有識者で幾らだとか、そういうふうになっていますよね。そういうものをむしろ併せて参考にさせていただいて、議会としては、本来、それと同額か、むしろ上回る費用を出していかないといけないことだと思うんです。だから、23区の状況と併せて、本区の理事者側に置かれている附属機関についてもお願いしたいと思います。

委員（加納 進君）

市町村レベルではなくて、都道府県レベルとか国会とか、大まかな調査をしています。

委員（佐藤 篤君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

先ほどの23区の状況に併せまして、今、佐藤委員からお話のあった、大学教授を附属機関の委員として呼んだ場合の額だとか、そういったものも墨田区の予算の資料としてありますので、できれば、そういったものもお示しをしたいと思ひます。

委員（佐藤 篤君）

お願ひします。

座長（沖山 仁君）

検討については、資料を出してからでいいですか。

委員（佐藤 篤君）

はい。

座長（沖山 仁君）

この間、副座長とも事務局長とも話したんだけど、この5,000円という額がどこから出てきたのかなと思ったら、数年前の議会のときは費用弁償が5,000円だったんです。その辺から出ているのかなと思っただけなんですけれども、それは定かではありませんよ。これは我々が勝手に考えたことなんですけれども、そこからの5,000円ということもあり得るのかなということです。

委員（加藤 拓君）

この費用弁償の上限を上げるということは、まだ皆さんは同意していませんよね。

座長（沖山 仁君）

まだしていません。

委員（加藤 拓君）

だから、上限を上げましょうということで皆さんの同意が必要なのかと思うんですが。

座長（沖山 仁君）

なぜ次回に検討をするかということ、事務局が調査をしているので、その調査結果を見ながら、「これは少し安いよ」とか、「これはもう少し上げようよ」とか、そういう考えが出るのではないかなと思ひます。

委員（加藤 拓君）

では、そこも含めて次回ということですね。

座長（沖山 仁君）

はい。

委員（西村孝幸君）

今の議論ですけれども、これは報酬ではないんですよね。本来、附属機関の方たちにはもう報酬として出ていますよね。その辺として、性質がそもそも異なっている部分なので、その辺も議論をしていって、きちんとしたほうがいいかなと思っています。

委員（高柳東彦君）

一般的に、研修会で大学教授を呼んだときに幾らだとか、そういう予算的な基準はあると思うんですよね。ただ、一般的な研修と議会の公聴会とかいうと性格が違って来るから、単純には同一視はできないと思うんだけど、その辺、議会の会議にそういう人たちに来てもらうことをどう位置付けるかで金額の設定もかなり変わってきてしまうと思うので、その辺も含めて何か資料を出していただければありがたいなと思います。

委員（大瀬康介君）

裁判や何かで証人尋問をするときも報酬が出るわけです。確か5,000円だったような記憶があります。

委員（高柳東彦君）

裁判とか国会で重要な事項を決めるときとかというのは、公聴会というのが義務付けられて、証人喚問とか、そういうのは義務付けられているんだけど、地方議会の場合は特殊な例で、手続きの一環というよりも、もっと議会としての見識を深めるみたいな、研修会的な位置付けもあるのかなという気もしているので、その辺の位置付けも含めて、是非調べていただきたいと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

確かに、位置付けが非常に大事だと思っています。議会で呼ぶ場合と、この前の議員研修会のように首長さんと呼ぶ場合とでは、やはり性格も違うと思うわけですが、そういったことも含めて資料を出しますし、議論もしていただければと思います。

座長（沖山 仁君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、先ほどまた少し話のありました タブレット端末の配布（ペーパーレス化）について、ご意見を伺いたいと思います。

委員（佐藤 篤君）

前提ですけれども、2年前ぐらいの各派交渉会で、当時、坂本企画経営室長だったと思うんですが、ペーパーレス化については順次用意はしていると。例えば、予算書だとか、いろいろな各種計画など。その辺の状況というのはどうなっているのでしょうか。それが前提としてあるはずなんですけれども。理事者側の議会に対する資料のペーパーレス化というのが、

どういう状況かということです。

区議会事務局長（浜田将彰君）

データとしてあるわけですが、各会派から要望があった分については、データで事務局を通して配布をしているという状況です。範囲は恐らく拡大をしていると思っています。

委員（佐藤 篤君）

議会の公式の資料、例えば予算書、予特・決特の資料、非公式なものを除いてこういうものは全てペーパーレス化され得る、すぐにでもできるという認識ですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

データとしてはありますので。

委員（佐藤 篤君）

できるということですね。

区議会事務局長（浜田将彰君）

はい。技術的には可能だと認識しています。

委員（佐藤 篤君）

分かりました。そうすると、資料は無限にあるので、非公式なものまで今議論する必要はないんですけれども、公式なものができるとすれば、それをペーパーレス化することは今すぐできるということですから、タブレットを使うかどうかは、別にパソコンでも何でもいいと思うんですけれども、そこは合意の問題だと思います。タブレットを使うということになれば使えばいいし、パソコンでやろうというと、逆に、パソコンの持ち込みを解禁するという方向もあると思いますし、それは議論が必要かなと思いますが、それは皆さんの意見ですね。

タブレット端末の配布と併せて、もう一つありました。本会議にパソコンの持ち込みというのが過去検討された形跡があると思うんですけれども、今、予特と決特の一番後ろの席でパソコンが可能ですよ。本会議も、タブレットも含めて、タブレットとパソコンの持ち込みを併せて検討事項にさせていただきたいなと思うんです。

区議会事務局長（浜田将彰君）

第18期の区議会申し合わせによりますと、委員会室へはタブレット端末の持ち込みはできることになっております。本会議については、そういった規定がないところでございますので、これもまた最終的には各派交渉会での決定事項になるかと思っています。あるいは各派協議会、各派交渉会がありますので、またこちらで議論をしていただいて、各派交渉会にその結論を報告するということになります。

委員（佐藤 篤君）

それでは、これも会派持ち帰りということですね。

委員（大瀬康介君）

パソコンは、「カチャ、カチャ」と音がするからやめようという話だったですよ。性能がよくなって変わってくれば別なんですけれども、とりあえずはタブレットで考えたほうがいいのかと思います。そして、本会議はやはり発言の通告とか、そういうものがあるから、パソコンは要らないのかなと思います。委員会は突発的に調べなければいけないというのも結構出てくるので、本会議はそこまで必要があるのかなと思います。

それと、これは慣れるものだと思うんですよ。形があって決まるのではなくて、慣れるために、やはり慣らしてもらおう。そしてまた、前回、業者に来ていただいて見本を見せてもらって、あれからまたかなり進歩していると思うんです。3年たつと全く次元が変わってきてしまうので、それをまた見るチャンスをつくっていただいて検討してはどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員（佐藤 篤君）

検討するというのは、音の部分ということですか、今おっしゃったのは。

委員（大瀬康介君）

タブレット端末がどう進化しているか、業者に持ってきてもらうということです。音の部分は技術的なものなので、メーカーによって違うので、一概に言えないと思います。

委員（西村孝幸君）

このタブレットの問題については、二つ話があると思うんです。

一つが、タブレットを持ち込むことによって即時性とか情報をその場において拾うということが拡大するというのが一つと、もう一点としては、行革の観点でのペーパーレス化という話があると思うんです。多分これを二つ考えて議論をしていくんだらうなと思っていて、行革の視点でいうと、紙をやめるという決断ができるのかどうかということなんですよ。結局、並走していったなら、なかなかそこは進まない。ただ、タブレットを導入しない限りは、その理解が深まらない限りは、紙はなかなかやめられないよというなら、先に導入するというのはあるんですけれども、一つは、やはり方向性としてはペーパーレス化というところが、まず目標値としてどこかで設定された上での導入ということだと、例えば議会として導入するにしても理解が得られるのではないかとということなんです。

それから、情報のほうの話としては、現にもう皆さん、各会派なり個人なりで使っている方がたくさんいるので、その辺の状況も踏まえた上で、さらにタブレットが32台要るのかとか、例えば、理事者側との共有はどうするのかとか含めていくと、かなりのコストもかかってくると思うんです。そのあたりの議論を深めていくというようなところ、だから、これも会派に持ち帰っていただいて、そのあたりのいろいろな温度差等あるかと思いますが、皆さんのご意見を伺った上での意見集約という形になるのではないかなと考えています。

委員（大瀬康介君）

これに関しては、やはりこれは過渡期なんです。タブレット端末ができて、これから浸透

していく、どう発展していくか。これはメーカーも必死になって考えている状況だし、あと端末が例えば故障してしまったといったときには、紙媒体がどうしても必要になってくる。完璧にそういうものは必要ありませんよという状況になってくると、そういうことも自然に考えなくなってくると思います。

それと、私は膨大な資料を積んでおくということは一切していないんです。だから、どんどん捨てています。なぜかというと、デジタル化した上で捨てている。それをするによって、僕らも比較的何もないような状態を保っているわけで、やはり時代はそういうふうに変ってきている。あるいは、原稿を書くときは、うちらはでっかいスクリーンを見ていて、いろいろなデータを並べておいて、そこから拾いながら書いているわけですよ。だから、そういう時代の流れに議会も変わっていかなくてはいけないのではないかなと。そのためには、やはりまず慣れてもらうというのが一番重要ではないかなと思います。

座長（沖山 仁君）

ほかに、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、タブレット端末の配布については、今のご意見をまとめながら次回に報告させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の開会日時についてであります。3月25日（金曜日）午後2時から開会することといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

改めて開会通知はいたしませんので、さようご承知おき願います。

委員（佐藤 篤君）

議題なんですけれども、今日積み残したものは当然議題になると思うんですが、それ以外に課題の細目に入っていることは協議しないのでしょうか。次回、議題というのはどこまででしょうか。

座長（沖山 仁君）

今日まとめた結果を報告しながら、時間と皆さんの協力によって、また具体的な施策の中の一部に入っていきたいと思えます。

委員（佐藤 篤君）

それを今日決めておかなくてよろしいですか。事前に準備したほうがいい議論ができると思いますので、もう少し意見があるかと思うんですけれども、今ここで雑談したところでは、先ほどの仕分けによれば、比較的やりやすい項目というのは、方向性の1「開かれた区議会」に多かったものですから、そちらのほうから入ったほうが解決しやすいのかなという案があります。

座長（沖山 仁君）

課題の（1）区民への情報発信と（2）区民ニーズの把握ですか。

委員（佐藤 篤君）

はい。

座長（沖山 仁君）

それでは、1「開かれた区議会」の中の（1）、（2）、ここで残された具体的な施策について、次回、3月25日の会議では検討に入っていきたいと思えますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、そのように取り扱うことといたします。

ほかに、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

以上で、第3回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午後2時53分閉会